

新潟市一般職の任期付職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第8号

新潟市一般職の任期付職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

新潟市一般職の任期付職員の給与の特例に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とし、第5条を第3条とする。

第6条中「第6条」を「第3条」に改め、同条を第4条とし、第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。